宜野座村 物価高騰対応低所得世帯支援給付金

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい 低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して、1世帯あたり7万円を給付します。

「※令和5年8月から11月に実施した「価格高騰重点支援(低所得世帯支援)給付金(1世帯あたり3万円)」(「3万円給付金」といいます。)とは異なります。

☆対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)時点において、宜野座村の住民基本台帳に記録されており、 世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※ただし、次に該当する世帯は除きます。

- ① 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
 - *3万円給付金では支給対象でしたが、7万円給付金では支給対象外となります。
 - *扶養を受けているか分からないときは、必ず両親や子ども等、ご家族に確認してください。 例:親(課税)に扶養されているひとり暮らしの学生(非課税)など
- ② 租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
- ③ 令和5年1月2日以降に海外から日本に入国した方のみの世帯
- ④ すでに、宜野座村以外で本給付金と同様の給付金(7万円)を受け取った方のいる世帯

☆支給額

1世帯あたり7万円(1世帯に付き1回限り)

☆支給手続きの方法

★ 対象世帯には、1月末日に発送を予定しています。

令和6年3月29日(金)提出期限

1. 「支給のお知らせ」を発送する世帯について

- ① 「3万円給付金」の給付を受けた世帯で、世帯主の変更のない世帯
- ② 令和5年7月2日から令和5年12月1日までに転入した方がいない世帯
 - (1) 宜野座村から「支給のお知らせ」が届きますので、記載された振込口座を確認してください。口座の変更がない場合は**手続き不要**です。
 - (2) 支給を辞退する方、または振込先の変更を希望する方は、<u>令和6年2月15日(木)</u>までに 宜野座村へご連絡ください。後日、届出書を郵送します。
 - ※ 特に口座名義を変更された方は振込不能となりますので、必ずご連絡ください。
 - ③ 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は、支給対象外となりますので、必ず <u>令和6年2月15日(木)</u>までに宜野座村へご連絡ください。
 - ※ 扶養を受けているか分からないときは、必ず両親や子ども等、ご家族に確認してください。

例:親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯、

子(課税)に扶養されている両親(非課税)

などは対象外です。

ここでいう「扶養」とは税法上の扶養のことを指します。

2. 「確認書」を発送する世帯について

- ① 宜野座村から「3万円給付金」の給付を受けた世帯で、世帯主の変更がある世帯
- ② 「3万円給付金」の支給対象世帯であったのに、給付を受けなかった世帯

対象世帯と思われる世帯主宛に給付内容や確認事項が書かれた「確認書」等をお送りします ので、必要事項を記入の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

3. 「申請」を必要とする世帯について

下記に該当する世帯がいる場合におかれましては、対象世帯かどうか判断できないため、「申請書」を送付しています。

必要事項を記入の上、「非課税であることを確認できる書類=令和5年度非課税証明書」その他 必要な書類を添付し、同封の返信用封筒で申請してください。

- (1) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に宜野座村に転入した方がいる場合
- (2) 世帯の中に、令和5年度住民税未申告者がいる場合

☆申請期限

令和6年3月29日(金)当日消印有効

上記1で、①口座の変更等を希望される場合、②給付金を辞退される場合、③住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯の連絡期限は、**令和6年2月15日(木)**です。宜野座村までご連絡ください。

☆支給の時期

宜野座村が「確認書」や「申請書」を受理した日から2~3週間程度を目安に振り込みます。 (令和6年2月22日から順次予定しています。)

ただし、書類に不備があった場合などは追加提出や確認に時間がかかり、支給時期が遅くなります。

- ※振込通知を発送しませんので、通帳を記帳して確認して頂きます。
- ※支給対象外と決定しましたら、不支給決定通知書を送付いたします。

☆給付金の返還等

- ・本給付金を受給後に支給要件に当てはまらないことが判明した場合は、遡って給付金の支給対象外と なります。給付金の返還が必要となりますので、必ずお申し出ください。
 - ※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯であることが、給付金受給後に判明 した場合等
- ・誤った内容の書類を提出し、給付金を受給した場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- ・虚偽の申請等により給付金を受給した場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

【問い合わせ先】 宜野座村役場総務課(低所得世帯支援給付金係) ☎098-968-5111 受付時間;9:00~12:00、13:00~16:30(土日祝日を除く)

〔!〕「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!